

令和 8 年 1 月

遊佐町農業委員会第 11 回総会議事録

1. 開催日程 令和 8 年 1 月 26 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分
2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室
3. 会議に付した議案

- | | |
|----------|------------------------------|
| 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について |
| 報告事項 2 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について |
| 議 第 37 号 | 非農地証明願いについて |
| 議 第 38 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について |
| 議 第 39 号 | 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について |
| 議 第 40 号 | 農用地利用集積等促進計画案について |

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	池 田 生 子	2	高 橋 昭 二	3	土 門 悟	4	池 田 恒 紀
5	常 田 俊 哉	6	大 谷 吉 彦	7	鈴 木 宏 弥	8	佐 藤 啓 之
9	那 須 久 美	10	伊 藤 幸 治	11	高 橋 茂 央	12	前 川 一 城
		14	高 橋 晃 弘	15	三 浦 祐 輝	16	齋 藤 勝 広

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
13	高 橋 敬						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

太田智光事務局長、石垣学係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ただ今から遊佐町農業委員会の1月定例会を開催いたします。 初めに、本日の出欠状況の報告を高橋懲罰委員長よりお願い致します。 (2番高橋昭二委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番高橋昭二委員	<p>本日の出欠状況を報告いたします。 「13番 高橋 敬」届出欠席、。以上、欠席委員1名、出席委員15名で過半数の委員が出席しておりますので、「農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定」により、本総会は成立しております。以上です。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、齋藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
齋藤会長	<p>(挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、齋藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) では3番土門悟委員、4番池田恒紀委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の高橋主事を指名いたします。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>説明いたします。 合計10件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 続きまして、報告事項2. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について。 合計1件、借人が亡くなったため解約するものです。関連する賃借権の設定の申請がありますので、後ほど説明いたします。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤委員長より報告をお願いします。 (15番三浦祐輝委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番三浦祐輝委員	<p>1月19日に、第4会議室で委員6名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積等促進計画案に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第42号、43号、44号、45号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>

議長	<p>それでは、議第 41 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>番号 2。申請者は、令和 6 年 3 月に近隣にある家屋と併せて相続しましたが、遊佐町に戻る予定がないことから手放したいと昨年 9 月に相談があった案件です。土地の状況などを踏まえ、非農地証明願いにより地目を変更して売却したいということで申請がありました。</p> <p>申請地は都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で、昭和 52 年頃に農業用倉庫を建築され現在に至っています。建物の東側敷地は耕作されておらず、固定資産税も現況に合わせて 20 年以上前から宅地として課税されており、農地に復元するのは困難で、復元しても農地として継続利用できないような状況と考えられます。</p> <p>19 日に高橋土地専門部会長、佐藤副部会長、大谷委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、このあと報告をお願いいたします。</p> <p>以上、現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思っております。以上です。</p>
議長	それでは、8 番佐藤副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8 番佐藤啓之委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>19 日の調整委員会前に現地を確認しました。現況は記載のとおり、50 年ほど農業用倉庫の一部のようになっており、耕作した経過もないための内に戻すのは困難と見てきました。以上です。</p>
議長	次に、6 番大谷委員より現地調査の報告をお願いします。
6 番大谷吉彦委員	今、佐藤副部会長からの話のとおり現地を確認してきました。農地に戻すことは不可能だと思います。なぜ今まで農地のままにしていたのかというような状況でしたので問題ないと思います。
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 41 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 41 号 非農地証明願いについて、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>議第 42 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>

事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>今月に申請があったのは番号19～20の2件です。</p> <p>各案件について説明いたします。</p> <p>番号19、譲受人の自宅に隣接する土地の贈与による所有権移転です。</p> <p>この案件は1、2年前くらいから高橋茂央委員に相談があり、事務局でもこういった案件があると聞いていたものでした。</p> <p>譲受人はヤギを飼っている方で、ヤギのエリアとして使うかは不明とのことですが、最低でも草刈りなど管理はしていくということです。</p> <p>現地調査は高橋茂央委員にお願いしていましたので、後ほど報告をお願いします。</p> <p>番号2、去年の秋ごろから前任の委員に条件など相談していた案件でした。金額は譲受人の希望により、調整段階より少し色を付けた金額にしたようで、所有者も納得しているそうです。</p> <p>申請地は公民館北側にある石碑の道路を挟んで向かいで、しばらく作付けはされていない場所です。</p> <p>しばらくの間は所有者ではなく、譲受人が中心となって管理をしてきたようでした。</p> <p>今後の利用についても、引き続き管理していくということです。</p> <p>また、譲受人は88歳と高齢ですが、息子と同居しており後継者もいるようです。</p> <p>現地調査は常田委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号19について、11番 高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
11番高橋茂央委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は3ページです。</p> <p>譲受人の自宅で話を聞いてきました。譲受人は小さい牧場をやっている方です。自宅は集落東側で申請地は隣接しており、同じ集落の所有者から贈与するという案件です。</p> <p>申請地は、先代所有者の時から譲受人が20年ほど借りていたということでした。道路を挟んで東西に分かれており、西側は冬季にヤギの避難や、農機具を入れるコンテナがあり、その周りに野菜を植えているということでした。東側は数年前まで放置され原野状態だったそうですが、集落内の工事が出た土を盛ってきれいにしてもらったようでした。今後は山菜を植える予定ということでした。特に問題なく許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、番号20について、5番 常田俊哉委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
5番常田俊哉委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は4ページです。申請地は公民館の南側で、道路に対して斜めになっているようでした。</p> <p>1月17日に現地調査を行いまして、譲渡人は前任委員の調整のままの金額と思っていたようですが、譲受人の希望で少し高い金額でということになって納得しているようでした。耕作はしばらくされていないようでしたが、草刈り管理は譲受人が行っており、後継者もいるということでこれからの管理も問題</p>

5 番常田俊哉委員	ないと思うので、許可相当と思います。以上です。
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 42 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 42 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 43 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 5 ページからご覧下さい。</p> <p>農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>今月に申請があったのは番号 36～43 で、8 件です。うち 3 件は基盤法での貸借を 3 条で更新する案件になりますので、貸人と借人に変更のない更新案件については審査基準書の記載を省略させていただいておりますので、各案件の詳細は議案書をご確認ください。</p> <p>それでは、新規案件について説明いたします。</p> <p>番号 38、この場所は昨年夏に耕作者である所有者が亡くなってしまったため、新しい耕作者として借人と合意したものです。</p> <p>現地調査は前川委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 40、41、今までの耕作者が縮小するというので、同集落の借人に声をかけ、貸借で合意したものです。賃料は以前から物納していたようで、両所有者が引き続き物納を希望するというので、物納での契約となりました。</p> <p>この 2 件については現地調査を常田委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いします。</p> <p>番号 42、申請地は、今までの耕作者が昨年 9 月に亡くなったため、新耕作者として借人と貸借で合意したものです。</p> <p>借人が受けることになった理由は、前耕作者が借人家族と仲良くしていて、以前から手伝いをお願いしていたということで、借人が貸借することで決まったようです。</p> <p>現地調査は池田恒紀委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 43、今まで借人の家族が相対で耕作してきた場所ですが、今回、正式に契約することで合意になったものです。</p> <p>現地調査は齋藤会長にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。事務局からは以上です。</p>

議長	<p>それでは、番号 38 について、12 番 前川一城委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
12 番前川一城委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>1 月 14 日に現地調査を行いました。雪のため現地まで行けず航空写真を見ながら双方に電話で話を聞きました。</p> <p>申請地は今までの耕作者が貸借して牧草地として管理していましたが、耕作者が夏に亡くなったため、それ以降は放置されてしまい貸人が困っていたところ、周辺で水稲、大豆などを耕作する借人が手を挙げてくれました。他所有者の隣接する田と併せて 1 枚になっているため、近々、もう一方の所有者の案件も申請になると思われます。</p> <p>来年度の作付けはソバを予定しているようで、特に問題ないと見てきました。以上です。</p>
議長	<p>次に、番号 40、41 について、5 番 常田俊哉委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
5 番常田俊哉委員	<p>はい、審査基準書は 6 ページの下です。</p> <p>申請地はこれまで同一人物が貸借し耕作してきました。この方が縮小するというので、借人に声をかけて合意したものです。</p> <p>1 月 18 日に両所有者宅に訪問してお話を聞き、借人については近くに耕作地があり、きれいに管理していますので問題ないと思います。</p> <p>条件についても、引き続き物納で合意していますので問題ないを見てきました。以上です。</p>
議長	<p>次に、番号 42 について、4 番 池田恒紀委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
4 番池田恒紀委員	<p>はい、報告いたします。1 月 15 日、16 日に現地確認と聞き取りを行いました。</p> <p>先ほどの事務局の説明のとおり、前耕作者である所有者が亡くなったため、新耕作者として借人と契約するものです。元々、亡くなった所有者と借人家族が仲良くしていたようで、以前から作業も手伝っていたようです。家族ぐるみで付き合いだったため、借人家族全体が貸借に同意してるようです。</p> <p>申請地は集落周辺に点々としている場所もあるようで、一部はビニールハウスがあり、これも育苗で使用するつもりということでした。全体的に見て許可相当と思います。</p>
議長	<p>それでは、番号 23 について私から報告いたします。</p> <p>借人が数年前から借りて耕作していた畑で、両者で正式に契約しようと合意し申請になったものです。借人はしっかり管理して耕作している方なので問題ないと思います。以上です。</p> <p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">((質問、意見なし))</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 43 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 43 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設</p>

議長	<p>定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 44 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 8 ページからご覧下さい。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>番号 13、申請地は、去年、転用申請のために貸借を解約している場所を再度申請するものです。</p> <p>農業経営の経理は今まで法人でやっていたため、法人の認定農業者を更新したということで、改めて経営主体を法人にしたいとのことで申請となりました。</p> <p>期間は認定農業者の期間に合わせて 5 年間になっています。また、面積に端数が出ている理由については、一部面積が転用されていることで、転用面積分は貸借契約に含まず除いたためです。</p> <p>現地調査は高橋敬委員にお願いしていましたが、本日欠席になりますのでいただいた報告をそのまま読み上げます。</p> <p>農地転用のために解約した貸借の再申請案件について。</p> <p>本件は、貸人と貸人が経営する法人との貸借する内容です。1 月 10 日午後には貸人に現地で話を伺い確認をしました。</p> <p>本件は、昨年 5 月、ハウス屋根上の太陽光発電設備の補強枠部分を農地転用申請していた残りの農地を貸人から法人が貸借する内容のものです。</p> <p>貸人は、法人を規模縮小する方向で個人経営に変更していましたが、昨年 11 月の認定農業者の更新に伴い、以前の経営母体に戻して農業を行いたいとの意向で、認定農業者期限の 5 年を目途に貸借の再申請を行ないたいとのことでした。</p> <p>場所は、学校近隣のハウス 3 棟内と砂丘地畑の 2 か所です。転用後のハウスではソバを播種しましたが生育期にマメ科雑草が繁茂し、刈取りを頼まれた方はかなり苦労したとのことでした。また収穫物にはこの雑草の子実が混入したため、歩留まりは殆どなかったとのことでした。ソバ栽培は初めてであり、次年産からは除草体系を変えてしっかり取り組むとのことでした。</p> <p>砂丘畑の方は、施工が 11 月まで掛ったため作付けは行わず、次年産から赤カブを栽培するとのことで、ガスタード処理を行った耕起後で綺麗に管理されていました。畑入口には次作用の堆肥も準備されていました。</p> <p>法人は以前より規模を縮小したものの、営農のノウハウは持っており、また、機械設備、耕作地の維持管理については全く問題ないと思われしますので、借人として許可相当と思われます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(7 番鈴木宏弥委員が挙手し議長が指名する)</p>

7 番鈴木宏弥委員	<p>砂丘畑の方は私の畑の隣なので完成した時期も知っていて、ガスタードを打って、トラクターを入れていましたので、今のところは普通に作業をしているようでした。</p> <p>以前、ユリをやっていた場所で、パプリカもやったようですが出来が良くなかったという実績があるようです。2年くらいは更地にしてトラクターで耕した後に、ソーラーパネルを組み立てていましたが、トラクターが入れるスペースは十分にあるような状態です。私も見守っていきたいと思います。</p>
議長	<p>その他ご意見等ございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 44 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 44 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 45 号 農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局長が挙手し、議長が指名する)	
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>はじめに、所有権移転について。</p> <p>番号 1、申請地は集落北側で、現在は譲受人が貸借で耕作している場所です。この 2 名は今までも何度も売買しており、今回もその一環ということでした。売買を小分けにしている理由は、譲受人の資金面の理由ということでした。</p> <p>現地調査は高橋茂央委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>次に、利用権設定について。</p> <p>今月申請があったのは番号 1 から 9 までの 9 件になります。</p> <p>番号 1、2 と 6 から 8 は今までの契約を更新するもので、貸手と借手に変更がないため審査基準書の記載を省略させていただいております。</p> <p>新規案件について個別に説明いたしますが、申請地や場所の詳細については総会議案書と審査基準書をご確認ください。</p> <p>番号 3 は今まで契約はついていませんが、貸人と借人が同集落ということもあり、貸借で合意したようです。</p> <p>番号 4 は借人が法人の構成員で、契約更新をする際に契約したいと申し出があったものです。</p> <p>借人所有地の田は法人に貸借しているため、審査基準書では塗られていませんが、近くに田を所有しています。先ほどの説明のとおり、借人は法人構成員ですが、本人の希望により個人での貸借となりました。</p> <p>番号 5 は先月総会に両名で貸借の契約をしましたが、山にある白井新田の田も任せたいということで、追加で契約するものです。</p> <p>番号 9 は平成 29 年 6 月まで個人で貸借していましたが、法人の構成員になっているため、改めて法人での契約をするものです。</p> <p>次に、利用権移転について。</p> <p>今月申請があったのは番号 1～4 の 4 件です。</p>

事務局長	<p>番号 1 から 3 は基盤整備対象地をそれぞれ利用権移転するものです。基盤整備にかかる契約中に耕作者が変更になりますが、事業に問題はないと土地改良区にも確認しています。</p> <p>番号 4 は現在法人が貸借している場所を新耕作者に移転することで合意したものです。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、所有権移転の番号 1 について、13 番高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
13 番高橋茂央委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は 6 ページです。</p> <p>譲受人に電話で話を聞いてきました。場所は集落北側で交差点付近の圃場です。場所は開けており、管理しやすい田で条件は良い場所だと見ています。譲渡人と譲受人は同じ集落で、譲受人の圃場がまとまっている場所のため、20 年くらい前から譲受人が貸借して耕作してきた場所です。</p> <p>以前から、譲受人から買ってほしいと言われており、今回申請となりました。申請地北側も元々譲渡人の所有地で、ここ数年、両方で売買してきたという状況です。現在は秋打ちされている状態でした。今まで水稻を作付けてきたようで、今後も同様の予定ということでした。</p> <p>価格は周囲の相場より若干高めですが、米の値段が上がったこともあり、譲受人の希望によるものです。双方合意していますので、許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	<p>はじめに、利用権設定の番号 5 について審議いたします。</p> <p>この案件は 4 番池田恒紀委員に関する案件ですので、一時退席願います。</p>
	<p>(4 番池田恒紀委員 一時退席)</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>利用権設定の番号 5 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。池田委員は着席願います。</p>
	<p>(4 番池田恒紀委員 着席)</p>
議長	<p>次に、利用権設定の番号 6 から 8 について審議いたします。</p> <p>この案件は 9 番 那須久美委員の同居の家族に関する案件ですので、一時退席願います。</p>
	<p>(9 番那須久美委員 一時退席)</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>利用権設定の番号 6 から 8 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p>

議長	那須委員は着席願います。
	(9 番那須久美委員 着席)
議長	次に、利用権設定の番号 9 と利用権移転の番号 1 から 4 について審議いたします。 この案件は 5 番 常田俊哉委員と 14 番 高橋晃弘委員に関係する案件ですので、一時退席願います。
議長	(5 番常田俊哉委員、14 番高橋晃弘委員 一時退席)
議長	それでは審議に入ります。 何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし)
議長	それでは質疑を打ち切り採決いたします。 利用権設定の番号 9 と利用権移転の番号 1 から 4 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手)
	全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 常田委員と高橋委員は着席願います。
	(5 番常田俊哉委員、14 番高橋晃弘委員 着席)
議長	最後に、ただいま審議いただいた案件以外について質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし)
	無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 45 号について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手)
	全員賛成ですので、議第 45 号農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし)
	ないようですので、これで 1 月の定例総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。